

秘密法 憲法脅かす

■侵害

秘密保護法は、憲法の三大原則の一つでもある基本的人権を侵害する恐れがある。

その代表格は「知る権利」。自民党の石破茂幹事長が一時、報道機関の処罰の可能性を指摘したように、報道の自由、表現の自由の制約につながる危険性を持つ。一度秘密になれば最長六十年。武器の構造など特別な秘密とされれば永久に明らかにされなくなる。外交や安全保障などの政府の意思決定過程が後世の国民にも明らかにされる。

核心

国際人権NGOのヒューマンライツ・ナウ事務局長の伊藤和子弁護士は「報道機関や市民団体などの行政に対する調査活動が不当な逮捕・起訴の対象になることがあれば、裁判所は憲法の番人として合憲性を厳しく審査してほしい」とき

■危機

伊藤氏は「国の重要事項に関する情報を取得・精査することを通じて、市民が政府の行為をチェックできなくなれば、国民主権・民主主義の基盤が崩壊される」と指摘する。

時の政権が、公表される都合の悪い情報を「特定秘密」に指定してしまえば、国民は正確な判断材料を持たないまま政策の是非を考え、投票することになる。

「積極的平和主義」を掲

国民が冷静に判断する材料を持っていません。「他国からの脅威」と危機感をあ

憲法が定める「国権の最高機関」としての国会の機能も揺らいでいる。

秘密保護法は、特定秘密を国会に提供するかは政府が決めることと定めている。衆参各院が首相らに委員会などで答弁を求めると、「特定秘密に当たる」として拒否することもでき、国会の質疑は有名無実化する。

まっ」と話す。

安倍首相は国会答弁などで「自衛隊と共同活動している米軍艦船が攻撃を受けた場合、日本の艦船が何もしなければ日米同盟へのダメージは計り知れない」と繰り返している。では、「日米艦船が共同行動中、米軍だけが第三国の軍隊に襲われる」という事態がどれだけ起きうるのか判断しよつとしても、軍事的な基礎情報までが「安全保障上の特定秘密」にされる恐れがある。

■無力化

憲法が定める「国権の最高機関」としての国会の機能も揺らいでいる。秘密保護法は、特定秘密を国会に提供するかは政府が決めることと定めている。衆参各院が首相らに委員会などで答弁を求めると、「特定秘密に当たる」として拒否することもでき、国会の質疑は有名無実化する。そもそも、何を特定秘密とするかは防衛省や外務省などの大臣が指定することになっているが、実際は官僚が主導すると思われる。政府が秘密を管理するといながら、政府すら官僚にコントロールされる事態も考えられる。

■無効

青井氏は「憲法が想定している権力の統制は議院内閣制の下、国会を屋台骨としている。秘密保護法は行政の権限を肥大化させ、国会を無力化する。三権分立の関係は大きく変わってしまう」と話す。

いた憲法の基本原理に明白に違反し、無効だ」と指摘。「特定秘密は安全保障を超えて秘密事項が拡大する恐れが極めて大きい。弁護権も侵害される恐れがある」と主張している。提訴後、藤森氏は「全国各地の弁護士や研究者らが同様の裁判を起こしてほしい」と話した。

特定秘密保護法違憲提訴 静岡市の藤森克美弁護士(69)が13日、特定秘密保護法の違憲無効確認と施行の禁止を求める訴訟を静岡地裁に起こした。藤森氏によると、違憲無効確認を求める訴訟は全国で初。藤森氏は「特定秘密保護法は平和主義、国民主権、基本的人権の尊重と

「違憲」と全国初提訴

国民の「知る権利」を侵害する恐れのある特定秘密保護法は違憲だとして施行の差し止めを求める全国初の訴訟が13日、静岡地裁に提訴された。秘密保護法は数多くの権利を侵害し、憲法の基本原則をも崩すという指摘もある。憲法の原則や個々の条文と照らし合わせながら、問題点を検証した。(政治部・関口克己)

国民主権 / 平和主義 / 三権分立

侵害される項目	主な理由
憲法の三原則	多くの基本的人権を侵害。重要な情報を政府が隠したまま行われる選挙は国民主権を形骸化。軍事面で米国との一体化も加速
9条 戦争の放棄、軍備および交戦権の否認	外交や防衛、テロに関する情報を秘密にして日米同盟を強化し、平和主義を脅かす
11条 基本的人権の享有	国民の知る権利や表現の自由など、基本的人権の多くを侵害
19条 思想および良心の自由	国民が知りたい情報が隠され、思想および良心の形成を妨げる
21条 表現の自由	特定秘密取得が処罰される可能性があり、国民の知る権利を侵害。取材活動も制約
23条 学問の自由	外交や防衛に関する重要な情報が公表されず、学者の研究に重大な影響
31条 法定手続きの保障	何が特定秘密かを明示されず、特定秘密を漏らした場合などに罰せられる
33条 逮捕の要件	特定秘密が不明確のまま逮捕される恐れ
41条 国会の立法権	国会が、何が特定秘密かわからず、外交や安保政策で政府をコントロールできない
62条 議院の国政調査権	衆参各院が国政調査権を行使しようとしても、政府が特定秘密に当たるとして拒否
63条 首相や閣僚の議院出席義務	議院から、首相や閣僚が出席と答弁を求められても、特定秘密を理由に拒みかねない

※この他にも下記の条文なども制約されるとの指摘がある

- 13条 (幸福追求権)
- 34条 (抑留・拘禁に対する保障)
- 35条 (捜索・押収に対する保障)
- 37条 (刑事被告人の権利)
- 50条 (国会議員の不逮捕特権)
- 57条 (国会の秘密会の開催)
- 66条 (行政権の行使)
- 72条 (首相の職務)
- 82条 (裁判の公開)
- 97条 (基本的人権の不可侵)